

# 明治大正期府県統計史料の法制と県・郡統計書の実際

はじめに

鹿沼市史の編纂事業にかかわって、膨大な旧町村役場史料と格闘することになった。その中でも統計関係史料はかなりの部分を占めている。これをどのようにして地域の実態を描き出す歴史資料として活用できるか大きな課題となっている。

統計資料を駆使して地域産業構造の分析をした最近の成果として斎藤康彦氏の『地方産業の展開と地域編成』（多賀出版、一九九八年二月刊）がある。斎藤は県統計書・全国統計を駆使して山梨県の養蚕・製糸を中核とする地域産業を、地域産業の資金需要を賄った金融機関の分析、地方財閥から中央財閥へ発展していった若尾財閥の分析を通して、その構造を克明に描き出している。それは単に地域の実態分析をしただけでなく、府県レベルの地域産業構造分析の方法的提示とも言えるであろう。

しかし、県・郡レベルでの地域の特徴を描き出す氏の方法は町村レベルの実態分析の方法としてそのまま使うことはできない。私が扱っている、栃木県上都賀郡加蘇村（現鹿沼市）を見ても山村地域、畑作地域、水田地帯と分かれており、県・郡レベルの類型的把握ではその町村の特徴を描き出すことはできない。さらには町村域の産業分析は単に経済的特質ばかりでなく町村の行財政と密接な関連があり、その変動は直接的に行財政に反映していくからである。

種々の形態で存在する町村に関する統計資料を扱うには、先ずその法制的根拠を明らかにする必要がある。残念ながら地方自治に関する法制を集大成した『近代日本地方自治立法資料集成』（全五冊、弘文堂、一九九一〜九八年刊）には統計関係の法制は除かれている。

内田 修道

本稿は町村の社会経済的特質を分析する前提として町村に実在する統計資料の法制的根拠をできるだけ明らかにするために、まず中央法令を町村との関連に注意しながら、その歴史的経緯―農商務省が設置された一八八一年（明治一四）から農商務省が商工省と農林省に分割された一九二五年（大正一四）まで―に即して概観し、その上で栃木県統計書と上都賀郡統計書にどのような町村データがあるのか明らかにしたい。

## 一 社会経済統計に関する中央法制の推移

―一八八一年から一九二五年―

まず、一八八一年から一九二五年までの中央法制の年次的一覧を掲げ、産業統計・人口統計・内務省統計の特徴を概観しておこう。

一八八一年（明治一四）六月二十八日 農商務省達乙第六号

府県勸業事務条項中「農商工三係ル各統計及通信ニ関スル事」

一八八四年（明治一七）九月三日 内務省達乙第三六号

府県統計書様式

一八八五年（明治一八）内閣達八三号

統計院ヲ廢シ統計局ヲ置キ官制ヲ定ム

一八八六年（明治一九）三月五日 農商務省令第一号

農商務通信事項様式別冊之通相定ム

一八八八年（明治二一）一〇月 内務省訓令第二〇号

内務報告例

一八八九年（明治二二）四月一七日 農商務省訓令第二六号

明治十九年三月省令第一号農商務通信事項様式中、概況報告部ヲ廢シ統計部別冊ノ通改定ス。但シ別冊ハ総務局報告課ヨリ送付ス(別冊略ス)

一八九〇年(明治二三) 八月二三日 内務省訓令第三〇号 内務報告例改定

一八九四年(明治二七) 三月三〇日 農商務省訓令第二八号

農商務省訓令第二六号農商務通信事項中綿糸産額及商買種別諸市場調報告期改正

同年五月三日 農商務省訓令第一七号

農商務省統計報告規程(第四條第五條市町村統計調査委員)

一八九八年(明治三二) 一月七日内閣訓令第一号

人口統計材料統計表取扱手續

人口統計ニ関スル左記甲号乙号ニ依リ統計表及ヒ統計小票ヲ以テ内閣統計局ヘ進達相成ヘシ

本年七月十三日付令第四号ヲ以テ人口統計ニ関スル材料ハ内務報告例ニ準拠可相成旨及訓令置候処、右報告例準拠ノ儀ハ自今之ヲ廢止ス

一八九八年(明治三二) 七月四日 農商務省訓令第三四号

農商務省統計様式左ノ通り改正ス

一九〇二年(明治三五) 二月二七日 農商務省令第二六号

農會ニ於テ農事ニ関スル事項調査ノ件左ノ通相定ム 第一條農會ハ毎年其ノ区域内ニ於ケル左ノ事項ヲ調査シ地方長官ニ於テ告示スル様式ニ依リ報告書ヲ作成スヘシ

同年十二月一日 法律第四九号

國勢調査ニ関スル法律(議員立法)

一九〇三年(明治三六) 農商務省訓令第一五号

明治二七年五月訓令一七号農商務統計報告規程中改正(米麥子

想收穫高・養蚕)

一九〇四年(明治三七) 九月三〇日 農商務省訓令第一一号

明治三二年七月農商務省訓令第三四号農商務統計様式改正

一九〇五年(明治三八年) 二月二六日 法律第一三三号 國勢調査ニ関スル法律改正

一九〇九年(明治四二) 一月二五日 農商務省令第五九号 工場統計報告規則

一九一七年(大正六) 七月二三日 農商務省訓令第五号

明治二七年五月訓令一七号農商務統計報告規程中改正

一九一八年(大正七) 六月一五日 内閣訓令第二号

明治三一年人口統計材料統計表取扱手續中改正

同年七月 「國勢調査ニ関スル建議案」衆議院で可決。

同年九月二五日 勅令第三五八号 國勢調査施行令

一九一九年(大正八) 農商務省令第三八号

明治四二年農商務省令第五九号工場統計報告規則中改正(工場票)

一九二一年(大正一〇) 六月二八日 農商務省令第一九号

農商務統計報告規則(第一条市町村長ハ別記農商務統計様式ニ掲クル事項ヲ調査シ各其ノ様式ニ依リ地方長官ニ報告スヘシ)

同年二月二八日 農商務省令第四三号

工場統計報告規則中改正「第一条左ニ掲クル工場主ハ市町村長ノ配布スル別記様式ノ工場票ニ毎年二月三二日現在ニ依リ調査記入シ翌年一月一五日止ニ工場所在地ノ市町村長ニ報告スヘシ、(第一条市町村長↓地方長官)

一九二二年(大正十一) 四月一九日 法律五一号

國勢調査ニ関スル法律改正

一九二三年(大正一二) 五月一二日 勅令第二六六号

労働統計実地調査令

一九二五年(大正一四) 一月二八日 農林省令第二五号

農林省統計報告規則

同年同月同日 商工省令第一一号

農工省統計報告規則

同年同月同日 商工省令第一一号

農工省統計報告規則

(イ) 産業統計

産業統計は一八八四年(明治一九)農商務省令として農商務通信事項様式が定められたが、一八八九(明治二二)の改正では訓令に格下げされている。

一八九四年(明治二七)にいたり統計の様式が改定され、報告規程が設置され、第四条に市町村統計調査委員の規程がもうけられた。第四条で地方長官は市町村吏員を農商務統計の調整に従事させるときは郡市町村など適宜の区画により若干の統計調査委員をもうけて事務の補助をさせること。第五条では統計調査委員の資格としてその地方の地位名望を有し、実業の状況に精通し、且つ統計調査に適するものと規定した。さらに第六条で統計調査委員の事務内容を具体的に規定した。九四年の改正で指定された統計項目は次のような三〇項目である。

- 1米 2麦 3食用及徳用農産物 4桑畑茶畑反別 5牛馬
- 6牛馬羊豚屠殺 7蚕糸真綿及蚕卵紙 8春蚕 9夏秋蚕
- 10茶 11砂糖 12漆汁 13織物 14陶磁器 15漆器 16青銅
- 器銅器 17摺附木 18和紙 19畳表呉坐類 20菜種油及生蠟
- 21会社票 22工場票 23貨錢 24物価 25新造漁船 26廃用
- 漁船 27難破漁船 28新製漁網 29漁獲物 30水産製造物
- その後一八九八年(明治三一)の改正をへて一九〇三年(明治三六)の追加改正では米麦・養蚕の予想收穫高が加えられた。一九〇四年(明治三七)の改正では次のような六六項目に脹れあがった。
- 1米 2麦 3食用及徳用農産物 4果実 5桑畑茶畑 6春蚕 7夏蚕 8秋蚕 9蚕糸類及真綿 10茶 11家畜 12家禽
- 13牛乳 14家畜市場 15屠殺 16会社 17綿糸(絹糸)(麻糸)紡績ノ一・二 18織物ノ一・二・三 19莫大小 20陶磁器 21煉瓦及瓦 22漆器 23畳表呉産及莞筵 24工業用薬品 25漆液
- 26油類 27木蠟 28製藍 29薄荷 30石鹼 31和紙 32西洋紙ノ一・二 33機械製麦粉 34寒天 35缶詰 36燗寸 37製革
- 38人造肥料 39麦稈及経木真田 40時計 41玻璃製品 42刷子

- 43鉛 44工産物雑類 45工場 46石炭消費高 47漁船 48難破
- 漁船 49漁獲物 50水産製造物 51塩 52水産養殖 53遠洋漁業ノ一・二 55公有社寺私有林野所有別 56保安林箇所面積種類別ノ一・二 57公有社寺私有林野所有別 58保安林箇所面積種類別ノ一・二 59公有社寺私有林開墾 60公有社寺私有林被害 61公有社寺私有林植栽 62公有社寺私有林伐採ノ一・二
- 63林産物雑類 64織物指定特別調査 65染物指定特別調査 66精製糖指定特別調査ノ一・二

一九二二年(大正一〇)の改正は画期的であった。それまで訓令であった統計報告規程を省令に昇格させ、それまで第一条に地方長官の責務として規程されていたものが、第一条で市町村長は別記農商務統計様式に掲げる事項を調査し、各その様式により地方長官に報告すべしと規定した。市町村長は統計報告の第一次責任者として位置づけられたのである。第三条では市町村長は統計調査にあたって調査区を設定し、調査員を置くことを義務づけた。そして九五項目にわたる統計調査項目を定めた。

以上見てきた農商務統計報告とは別に一九〇九年(明治四二)省令として工場統計報告規則が設けられた。従業員を一日平均五人以上使用する工場主は工場票を所轄地方長官へ提出することを義務づけた。

こうした二系統に形成された産業統計は一九二五年(大正一四)農商務省が農林省と商工省とに分割されると同時に農林省統計報告規則、商工省統計報告規則が設けられた。(一)

(ロ) 人口統計

町村の人口統計はその社会経済状態を明らかにする必須の史料である。人口統計は内務省の固有な事務として同省が管轄する府県統計書に集約されていた。人口統計を内閣府の固有の事務として自覚し、法制化されるのはかなり遅い。一八九六年(明治二九)貴族院において「国勢調査ニ関スル建議」、衆議院において「国勢調査執

行建議」が可決された。調査実施に至らなかつたが、こうした動向に促されてか、一八九八年（明治三一）一月七日内閣訓令第一号「人口統計材料統計表取扱手続」を府県に通達した。この時それまでの内務報告例準拠を廃止し、固有の様式を指定したのである。一九〇二年（明治三五）に至つて「国勢調査ニ関スル法律」が議員立法で成立した。しかし、第一回の実施時期を一九〇五年（明治三八）としたため、日露戦争中実施できず、第二回は一九一五年（大正四）が実施年であつたが、これも第一次世界大戦に日本が参戦したため実施不能となつた。一九一七年（大正六）七月衆議院において「国勢調査ニ関する建議案」が可決され、翌一八年三月第一回の国勢調査費を含む予算が成立した。同年九月二十五日勅令三五八号「国勢調査施行令」が公布され、第一回の調査が一九二〇年（大正九）と決定した。

これによつて、収集される人口統計項目は「氏名・世帯ニ於ケル地位・男女ノ別・出生ノ年月日・配偶ノ關係・職業及職業上地位・地位民籍別又ハ国籍別」となつた。ここで注目されるのは、内務省の統計では家族を「戸」を単位として把握されていたものが、「世帯」という概念に置き換えられていることである。しかし、大正期には従来の人口統計はそのまま併存しており、双方のデータが混在している。

## 二 栃木県統計書・上都賀郡統計書の実際

一八八四年（明治一七）九月三日内務省達乙第三六号で府県統計書様式が定められたのであるから本来府県には通年で統計書があるはずであるが、栃木県の場合その残存状況は極めて悪い。しかも県公報も保存が悪く、県段階の法制を見るのが極めて困難な状況である。現在、閲覧可能な栃木県統計書は明治二一・二二（上のみ）・二三・二四・二五・四四、大正一・三・八・九・一一・一二・一五、昭和六・七の各年度のみである。これを補う位置にあるのが上都賀

郡統計書であるが、郡統計書を検討する前に、県統計書に記載事項中町村に關係する情報にどんなものがあるのかを明らかにしておく。

明治二一・二二・二三・二四の各年度は二四綱二四二目から構成されているが、社会経済に關する町村の情報を見て行く事にする。

戸数人口の綱 「第二一 郡内ノ戸数建物」（戸数・戸数・平均一戸ノ人員、建物ノ総数・官庁・寺社・学校・民家・厩厩倉庫・其他）、「第二二 郡内人員」（現住・本籍）、「第二三 本郡人員族籍」、  
「第二九 出入寄留」では各郡以外宇都宮・鹿沼など主要な市街地八か所が別に記載されている。

林業の綱 「第七二 木材の相場」では宇都宮、鹿沼など一一の宿町村の相場が記されている。

牧畜の綱 「第五九 馬市場ノ売買頭数及金高」、「第六〇 馬ノ相場」では各市場ごと、また、「第六六 屠殺ノ牛豚及馬」では屠場の所在地と頭数などが記されている。

工場及製造の綱 「第八二 工場」では製品別に個別企業が記載され、各企業ごとに場所・動力の種類・職工延人員・資本金・経費金・収入金が記載されている。「第八三 工場ノ製品及代価」では製品の種類別に個別企業が記載され、各製品高と代価が明治一七年から二一年まで記されている。「第八五 酒類ノ醸造」では醸造石高と醸造人員が郡別の他郡以外宇都宮・鹿沼など主要な市街地八か所が別に記載されている。

貨幣ノ融通の綱 「第一〇九 銀行」では県内に本店を置く銀行名・所在地・創立年月日・支店数・株金・流通紙幣・創業以来の積立金が、「第一一〇 銀行ノ株主及株金」では第一〇九に記されている各銀行の株主人員・株券金高を郡別の他宇都宮鹿沼他主要八か所の市街地が別に記されている。「第一一一 銀行ノ預金貸付金」  
「第一三 銀行ノ為換金」  
「第一一四 銀行ノ諸手形」では、県内に本店のある銀行の他、県外に本店のある支店別に、預金・貸付金、振出・受込、割引手形・荷為換・代金取立手形の各額が記載されてい

る。「第一一五 質屋ノ貸金」では店数・貸出受戻高と口数が、又、「第一一六 銀行及質屋ノ金利歩合」では郡別の他、宇都宮鹿沼他主要八か所の市街地が別に記されている。

賃銭及物価の綱 「第一一九 市街職人及雇人ノ賃銭」では大工・左官・石屋・瓦屋根葺・板屋根葺・畳刺などの賃銭が宇都宮鹿沼他主要八か所の市街地別に記されている。「第一二二 重ナル物品ノ相場」では宇都宮、鹿沼など一〇の宿町村別に米・麦・大小豆・醤油・酒・味噌、産麻、炭、材木などの年平均・最高・最低の相場が記されている。「第一二二 日用品ノ平均相場」では宇都宮、鹿沼など一一の宿町村の別に日用品である精米・麦・酒・味噌・塩・種油・薪・炭について明治一九年から三三年までの平均相場が記されている(以上一一・二二年度版)。

交通の綱 「第一二六 諸車」では馬車・人力車・荷車について、又、「第一二八 通運其他運送諸会社」では本社分社取次所・発荷・着荷について、各郡別の他、宇都宮鹿沼他主要八か所の市街地別に記されている。

貯蓄の綱 「第一三六 駅通局貯金」では、局所数・金額・度数・人員について、各郡別の他、宇都宮鹿沼他主要八か所の市街地が別に記されている。

県庁及町村歳入出の綱 「第一二二 町村費収入ノ郡別」、「第一二三 町村費支出ノ郡別」では、各郡の他、宇都宮鹿沼他主要八か所の市街地が別に記されている。

明治二五年度版では二五綱二三目から構成されているが、町村の社会経済情報に関する内容的変更は人口統計についてである。

戸数及人口の項 一一・二二年度版の第一二、第二二が変更され、「第一八 郡内ノ戸数人員」となり、本籍人員(男女別)・現住人員戸数などが各郡別の他、宇都宮鹿沼など主要市街地八所が別に記されている。

明治四四年度版では第一編人口・雑、第二編学事、第三編勸業、

第四編警察・衛生の四編構成になっている、以下踏襲されている目を除いた項目を摘記して行く。

第三編では個別企業の所在や営業内容・人員などが以前よりも詳細になっている。林業及鉱業の部に「第一六六 試掘鉱山名称」には鉱種・鉱区位置・坪数・鉱業人の住所氏名・許可年月日が記されている。工業の部の「二五八 工場」(其一)から「第二六一」(其四)では工場名・所在地・持主名・創業年月・製品種別・一ケ年間就業時間・一日就業時間が、「第二六二」(其五)から「第二六五」(其八)では各工場別に汽機・瓦斯発動機・石油発動機・西洋式水車(タービン式水車・ペルトン式水車)・日本型水車・発動機・電動機・其他・石炭消費高が、「第二六六」(其九)から「第二六九」(其一二)では各工場別に職工及徒弟人員(男女別)・同賃銭(男女別)・労働人夫員数が、「第二六九」(其一二)から「第二七二」(其一五)では各工場別に製品種類・生産高(数量・価額)が記されている。

ついで「第二八〇 小工場(職工十人未満)」(其一)から「第二九一」(其一二)では工場名・所在地・持主名・創業年月・主要製品・一ケ年就業日数・職工及徒弟人員・労働人夫人員・原動機が記載されている。

商業の部、「第三〇三 銀行貯蓄利子細別」では県内各銀行の利子の最高と最低が記されている。「第三〇九 銀行支店出張所代理店所在地別」(其一)から「第三二二」(其四)では所在地・開始年月・営業・本店所在地が記されている。「第三二六 銀行純益欠損配当金各銀行別」(其一)から「第三一七」(其二)では純益金又ハ欠損金・利益配当金又ハ行主所得金・払込資本金百円ニ付利益又ハ損失割合・払込資本金百円ニ付利益所得割合の各項目が記載されている。「第三二四 普通銀行及貯蓄銀行入金出金各銀行別」(其一)から「第三二五」(其二)では営業日数とともに上下各期の入・出金高が記されている。「第三二六 普通銀行及貯蓄銀行総預り金銀行別」(其一)から「第三二七」(其二)では上下各期の預かり金高と残高

とともに総預かり金高が記されている。以下各銀行別の営業内容を示す統計表は次のようになっていた。「三三八 普通銀行及貯蓄銀行官公金預り金各銀行別」(其一)から「三三〇」(其二)、「三三三 普通銀行及貯蓄銀行当座預り金各銀行別」(其一)から「三三二」(其二)、「普通銀行及貯蓄銀行雑預り金各銀行別」(其一)から「三三四」(其二)、「三三五 普通銀行及貯蓄銀行借入金各銀行別」(其一)から「三三六」(其二)、「三三七 普通銀行及貯蓄銀行総貸出金各銀行別」(其一)から「三三八」(其二)、「三三九 普通銀行及貯蓄銀行総貸付金各銀行別」(其一)から「三四〇」(其二)、「三四一 普通銀行及貯蓄銀行当座預金貸越各銀行別」(其一)から「三四二」(其二)、「三四三 普通銀行及貯蓄銀行割引手形各銀行別」(其一)から「三四四」(其二)、「三四五 普通銀行及貯蓄銀行荷為換手形各銀行別」(其一)から「三四六」(其二)、「三四七 普通銀行及貯蓄銀行預け金各銀行別」(其一)から「三四八」(其二)、「三四九 普通銀行及貯蓄銀行送金手形総額各銀行別」(其一)から「三五〇」(其二)、「三五一 普通銀行及貯蓄銀行官公送金手形各銀行別」(其三)、「三五二 普通銀行及貯蓄銀行普通送金手形各銀行別」(其一)から「三五三」(其二)、「三五四 普通銀行及貯蓄銀行代金取立手形各銀行別」(其一)から「三五五」(其二)、「三五六 会社名称別」(其二)から「三六〇」(其五)では名称・所在地・設立年月・主要ノ営業・資本金総額・払込資本金・積立金・支店数(出張所)の各項目が記載されている。以上が明治四四年度版栃木県統計書から得られる町村に  
 関係する情報である。

ところが大正元年版になると県統計書から町村に關係するデータは人口のみになってしまふ。それも戸口の部でなく、土地の部の「第六 町村区画」に役場所在地・大字数・役場所在地ヨリ県庁(郡役所)ニ達スル里程とともに現住戸数・現住人口として記載されている。これ以外個別町村に關するデータは県統計書から消え、郡市別のデータのみとなった。只、戸口の部に「三四 著名市街地ノ

人口及戸数」が掲載され、鹿沼町はその中に含まれ、本籍人口(男女別)・現住人口(男女別と本籍人口に対する増加数)・現住戸数・一戸二付人口・現住人口戸数の前年に対する増減が記載されている。

大正七年度版になると戸口の部に「二五 体性ニ依り分チタル本籍人口及現住人口並現住戸数(町村別)」が登場する。本籍人口(男女別)・現住人口(男女別)・現住戸数・本籍人口百二付現住人口・現住戸数一付現住人口の項目が記載されている。さらに「三八 著名市街地ノ人口戸数」では大正四年度から八年度までの数値が記載されている。農業の部には「二七 米作郡市町村別」が登場し、作付反別・收穫高・価額・一段歩收穫高の各項目の町村別の数値が記載されている。工業の部には付録として、名称・所在地・設立年月・会社目的・資本金又ハ出資額(総額と払込額)・積立金・利益金(損失金)・株式会社配当(金額と配当率)の項目からなる会社一覧表が掲載されている。

大正一二年度版になると戸口の部に「四三 職業ニ依り分チタル現住戸数(郡市町村別)」が新たに登場する。農業・水産業・鉱業・工業・商業・交通業・公務及自由業・其ノ他有業者・無業の各項目に分けられ、農業は農作業・園芸及造園業・養蚕蚕種製造・林業にわかれ、農作業さらに自作・自作兼小作・小作に分けられている。そして無業を除いた各項目が本業と副業に分けられて戸数が記載されている。

大正一三年度版になると新たに「二八 第一回國勢調査ニ依ル世帯数及人口」が登場し、世帯数・公定人口・人口(男女別)・女百二付男・一世帯平均人口の項目が記載され、世帯数・公定人口という新たな概念が登場した。以上大正期の栃木県統計書について町村關係情報がどのように記載されているかを概観してきたが、県統計書で得られる継年的データは人口であることは明らかである。

栃木県は一八九四年(明治二七年)乙第二十二号訓令において郡

統計様式を定めた。翌九五年三月上都賀郡役所第一課によって「明治二六年 上都賀郡統計書」が発刊された。現在閲覧可能な「上都賀郡統計書」は上記のほか、明治二八年度、明治三一年度から三四年度、明治三六年度版である。いづころ廃刊になったかは不詳である。郡統計は土木・戸口・教育・社寺・兵事・農業・山林及狩猟・漁業・鉱業・工業・商業・会社・運輸交通・土木・財政・警察・衛生・救助・議員選挙・吏員及文書の各部からなっており、一四二の項目について町村別のデータを記載している。町村データの「宝庫」なのだが、多くの問題を含んでいる。人口統計でも最初の三年間は出寄留入寄留の数値が記載されているのだが、途中から空欄が大部分になり、統計表としては役に立たないものになっている。当時の調査情報収集体制が極めて不十分なため、産業に関する数値は極めて怪しい数値が書き込まれており、使用に当たっては十分な検討が必要である。

県統計書・郡統計書の他に大正年間に重要な町村データがえられるものに市町村勢要覧がある。栃木県は一九一九年(大正八)四月一日訓令甲第一五号をもって市町村勢一覽調製規定を定めた。市町村長は毎年市町村勢一覽を作成し、市は県に、町村は郡役所に提出することを義務づけた。内容は、役場位置・面積及広袤・土地及戸口・生産物・商業・産業組合数・交通・学事・衛生・社寺・兵事・慈善・資産及負債・財政・負担・吏員及職員・議員及有識者からなっている。(3)

以上統計に関する中央の法制との県・郡の統計書の実際を検討してきたが、これらの史料と旧町村役場に残された郡・県へ提出した統計史料を関連づけて、初めて町村の社会経済の実態を明らかにできるであろう。

なお、本稿は鹿沼市史編纂近代部会で取り組まれている行財政史研究会での報告の一部である。(4)

(1) 以上法令は「法令全書」、「官報」、国立国会図書館編「日

本法令索引〔旧法令編〕によった。

(2) 総務省統計局統計センター「国勢調査に関する詳細な解説」

(3) 「栃木県報」第六六一号 大正八年四月十一日

(4) 本報告で閲覧した「栃木県統計書」・「上都賀郡統計書」は鹿沼市史編纂さん室が収集した史料である。

「京浜歴科研年報」バックナンバー

「京浜歴科研年報」第一五号

(二〇〇一年一月二八日発行)

〈論 文〉

明治十二年のコレラ流行と神奈川県

市川智生

―「地方衛生会」設置問題を中心に―

関東の地租改正

奥田晴樹

〈研究ノート〉

「川崎警察署文書」にみる高等警察のあり方

伊東富昭